

## 「暮らしやすさ」と「税」

鳥取県・鳥取県立倉吉東高等学校 1年 杉浦 公祐

父の仕事の関係から、スウェーデンで暮らしていた時期がある。そのため、私の生活観、文化観、社会観などは、北欧に影響された部分が多い。中でも、社会保障については、今でも日本とスウェーデンを対比させて考えることがある。

スウェーデンにいる間、小学1年生だった私は、公立のインターナショナルスクールに通った。その間、私は一度も鉛筆を学校に持っていったことはない。スウェーデンでは、学習に必要なものは全て学校から配布されるのだ。教科書も、個人のレベルに合わせたものを一人1冊配られた（英語で書かれているために私には大敵だったが）。給食費、授業料も無償。唯一持ってくるように指示されたものは、「おやつ」だった。小学校だけではない。高校も大学も、教育機関はほとんど無償で、そのために、「兵役、就職を終えたのちに大学に入学して、勉学に専念する。」というスタイルをとっている国民も多いという。教育にとどまらず、スウェーデンでは、医療、介護、埋葬まで無償の公的サービス扱いになることが多い。これらが示す通り、スウェーデンは、世界的にも有名な「超福祉大国」なのだ。高校の無償化でも議論が続き、年金や生活保護の問題が未だ残されている日本とは、もはや比較するのもナンセンスかもしれない。もちろん、日本も人的資本を増やす努力はしている。しかし、日本の場合、人的資本育成に使うための「資本」がすでに危機にさらされていると言える。両国のプライマリーバランスを調べれば、その差は歴然だ。プライマリーバランスとは、年間の必要経費を税収等でどれほど賄うことができるかを示す割合のことだ。まずスウェーデンのプライマリーバランスを調べてみると、過去10年間のうち、歳入が歳出を1%以上下回ったのは、2013年と2014年の2度のみである。さらにさかのぼっても、金融危機のあった1993年に▲9.94%まで落ち込んだが、4年後には1.47%まで回復していることがわかる。対する日本は、同じく1993年に▲1.27%に落ち込んで以降、今まで一度もプラスに転じたこと

がない。最も上昇した1997年でも尚、▲2.40%であり赤字なのだ<sup>1)</sup>。

スウェーデンをはじめ、北欧と日本では、なぜ税収や社会保障の質に差が出てしまうのか。今回は特に税収のシステムについて比較、考察する。

まず、消費税についてだ。確かにスウェーデンの消費税率は25%と、日本の3倍の水準であり、世界的に見てもかなり高い数値だ<sup>2)</sup>。これを見ると、日本が北欧水準の保障を行うのは困難に思える。ただし、スウェーデンでは、消費税の非課税対象範囲が日本と比べかなり広い。軽減税率も制度化されており、食品、衣類のみならず、書籍も軽減税率の対象になっている<sup>3)</sup>。まさに「とるべきものからとる」が適切に行われていると言える。日本の場合はどうだろうか。日本の消費税は非課税範囲が狭く、逆進性が高い。にもかかわらず、生活保護や年金もふくむ、社会保障費のほとんどが、消費税によって賄われるという<sup>4)</sup>。つまるところ、これらの保障は低所得者にとって「苦しんだ分が返ってきているだけ」であり、あまり意味をなさない。2019年から、日本の消費税は10%に引き上げられる予定だが、制度が現行の通りならば、消費が抑制され、経済活動が弱まってしまいうだろう。消費税を社会保障の財源とするならば、逆進性への対策が不可欠なのだ。

次に所得税についてだ。消費税と社会保障の関係性から、改善策として、累進課税の強化を考える人も少なくないように思う。確かに、スウェーデンの所得税にも累進性がある。基本、国民は地方税を支払い、高所得層に対しては、国税も課せられる。最高税率は56%で、日本の55%と比べ高い。ただし、完全雇用を国家の目標として掲げるスウェーデンは、労働政策等で国民の就労を支えており、所得格差が小さい<sup>5)</sup>。そのため、高額担税者に税負担が集中しにくい。また、公的サービスに所得制限がかからず、全国民がその恩恵を受益することができるため、「自分のための納税」という感覚を持つことができる。日本の場合、所得が増えると負担も増加してしまう。児童手当等には所得制限があり、高所得者は国の恩恵もあまり感じる機会がない。この制度下で累進課税を強化すれば、負担を回避しようとする心理から、仕事を多くこなして、収入を増やそうとする、労働者のモチベーションが下がる。すると、高額納税者の割合は少なくなり、逆説的ながら、税収は下がると考えられる。

そもそも、収入とは労働の対価であり、むやみに税として徴収すれば良い訳

ではない。スウェーデンの例を見ると、「とるべきものからとり」、目に見える形で「返す」という、いわば当たり前の税構造だからこそ、うまくいっていると言える。対して日本では、「働けば負担が増す」矛盾ともとれる構造をとる結果、「税率と税収の反比例」という皮肉な現象が起こり得るのだ。

似た例として、スウェーデンでは、過去、相続税を逃れようとして、国外へ移住してしまう高額所得者が現れ、税収が減ってしまうという事例があった。そのため、現在スウェーデンでは、相続税は廃止されている<sup>6)</sup>。もちろん、こればかりが廃止の理由ではないが、高すぎる税率は、かえって税収を下げているという事実を、この出来事から読み取ることができるだろう。

また、税が集まっても、まだ問題はあまる。福祉職の待遇の差についても見てみよう。例えば、保育士などは日本においては、平均月収が22万円であり、とても低い給与水準で労働している<sup>7)</sup>。共働きの家庭が増え始めた近年、最も重要な役割を担っている職業の1つでありながら、この処遇はあまりにも厳しい。実際、これらの現状がしきりに報道されることで、保育士になろうとする人が減り、新たに「待機児童」「ワークライフバランスの崩壊」等、経済的な問題を引き起こすかもしれない。一方、スウェーデンにおいて、保育士は、教師として扱われている<sup>8)</sup>。共働きが一般的なスウェーデンでは、保育園に「プレ・スクール」としての機能を希望する声が上がりはじめたからだ。国も、国民の要望に対して、保育所の管理を教育省に移し、教育要綱を作成する等、迅速に行政を行った。

日本国憲法第二十五条では、  
「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

として、社会保障は最低限度の生活を保障するにとどまり、自分の収入によって憲法が定める水準が維持できる人は恩恵を受けない制度が存在する。しかし、「納税」とは、社会保障を受けるための「支払い」のようなものと考え、私たちが国に税を支払うのは、自分を含めた国民のためであって、その恩恵は、必要量の違いこそあれ、全国民が受けるべきものだと私は思う。

「暮らしやすさ」は「自由」と「平等」のバランスを国がどれだけ上手に配分するかにかかっていると思う。個人が自由を求めて、働く意欲を削ぐことなく、

皆が平等な社会を作る。スウェーデンは、そのための方法をよく知っているのだ。

だが、近年、スウェーデンも、新たな問題に直面している。移民問題だ。移民に国民と同じような社会保障を行うという「平等」を現実化すると、財政の負担がこれまで以上に増し、税負担や労働者人口の増加による失業のリスクの上昇等、国民の「自由」を侵害しかねない、というジレンマに陥っているという。時代とともに移り変わる「暮らしやすさ」の問題に、完全な正解を見出している国などあり得ないのかもしれない。

日本とスウェーデンでは、国民性や文化の背景、財政の状態が大きく異なるため、全てをモデルとして活かせるわけではない。ただ、スウェーデンで感じた、「自由」と「平等」は、今の日本をより「暮らしやすく」するヒントになり得ると私は思う。

(注)

- 1) 世界経済のネタ帳 「基礎的財政収支(対 GDP 比)の推移(1980～2018年)(スウェーデン,日本)」  
URL [http://ecodb.net/exec/trans\\_country.php?type=WEO&d=GGXONLB\\_NGDP&c1=SE&c2=JP](http://ecodb.net/exec/trans_country.php?type=WEO&d=GGXONLB_NGDP&c1=SE&c2=JP)
- 2) 国税庁 税の学習コーナー「税の国際比較」  
URL <https://www.nta.go.jp/taxes/kids/hatten/page13.htm>
- 3) 平野拓也著『税金の常識・非常識』ちくま新書、2001年3月
- 4) 厚生労働省 参考資料「社会保障の給付と財源」  
URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000022c32-att/2r98520000022c6b.pdf>
- 5) 飯野靖四「スウェーデンの社会保障と所得再分配」『海外社会保障研究』第159号 Summer2007  
(国立社会保障・人口問題研究所)  
URL <http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18429304.pdf>
- 6) 柴 由花「スウェーデン相続税および贈与税法の廃止」一般財団法人土地総合研究所『土地総合研究』第14巻2号 2006年春  
URL [http://www lij.jp/pub\\_t/pubt3\\_14\\_2.html](http://www lij.jp/pub_t/pubt3_14_2.html)
- 7) 厚生労働省 第3回保育士確保対策検討会(平成27年12月4日) 参考資料1「保育士等に関する関係資料」  
URL [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s.1\\_3.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s.1_3.pdf)
- 8) 倉田節子「スウェーデンのプレ・スクールにおける幼児教育・保育」『ヒューマン研究学会誌』第4巻2号、2013  
URL [https://kusw.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=278&item\\_no=1&page\\_id=24&block\\_id=42](https://kusw.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=278&item_no=1&page_id=24&block_id=42)